

フィリピン共和国
農村生活改善研修強化計画
終了時評価報告書

平成13年 3 月

国際協力事業団
農業開発協力部

序 文

フィリピン共和国農村生活改善研修強化計画は、農村生活改善のためのモデル研修プログラムの策定と制度化を目的とするプロジェクト方式技術協力で、平成8年4月に討議議事録(Record of Discussion : R/D)署名が交わされ、同年6月から5年間にわたる協力が行われてきました。

今般はプロジェクト終了が4か月後に迫ったため、平成13年2月4日から同17日まで、国際協力事業団農業開発協力部農業技術協力課課長 半谷 良三を団長とする終了時評価調査団を現地に派遣し、フィリピン共和国側評価調査団と合同でこれまでの活動実績などについて総合的な評価を行うとともに、今後の対応策などについて協議しました。

これらの評価結果は、日本及びフィリピン共和国双方の評価調査団による討議を経て合同評価報告書としてまとめられ、署名のうえ、両国関係機関に提出されました。

本報告書は、同調査団の調査及び協議の結果を取りまとめたものであり、今後広く関係者に活用されて、日本とフィリピン共和国両国の親善と国際協力の推進に寄与することを願うものです。

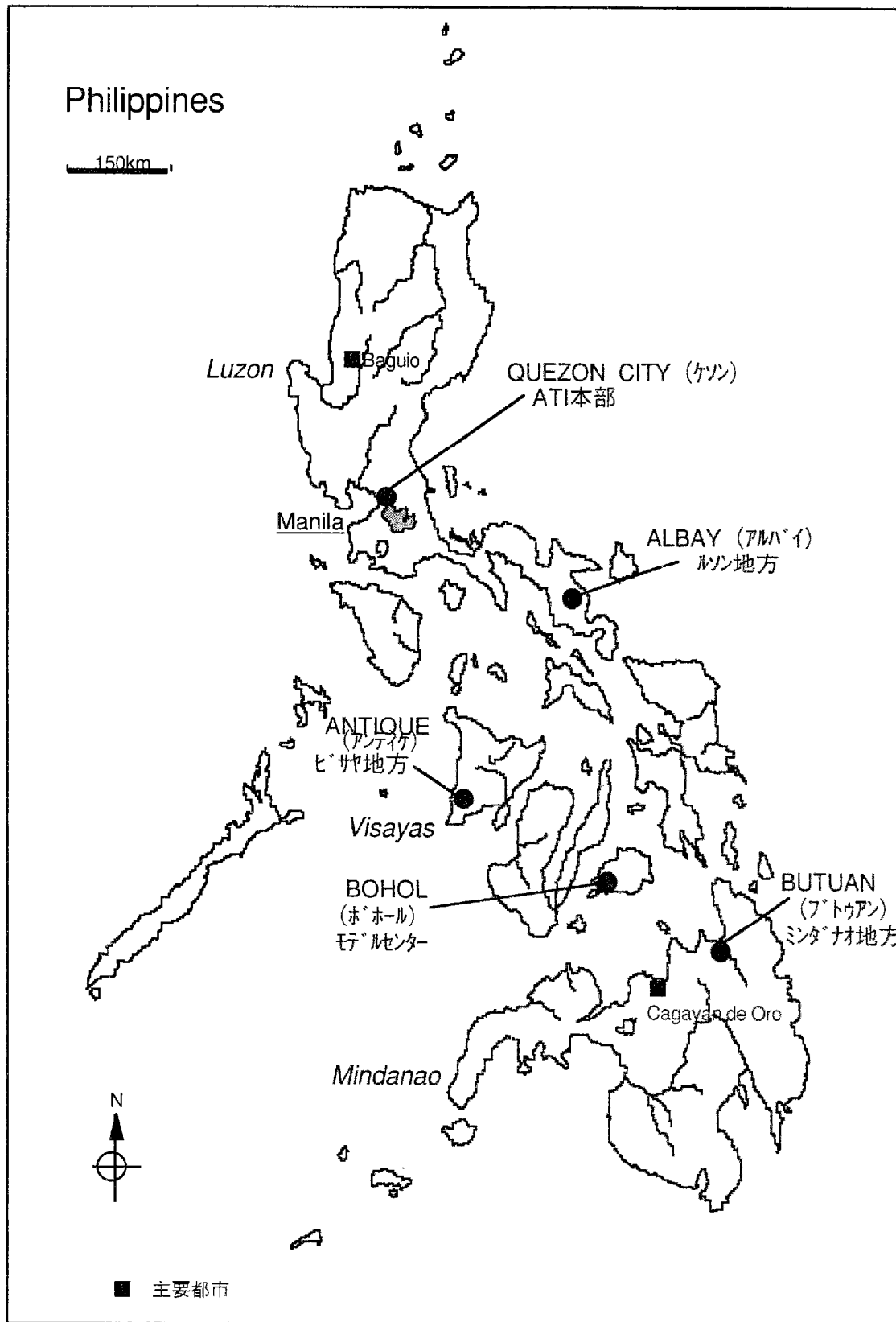
最後に、本調査の実施にあたり、ご協力頂いたフィリピン共和国政府関係機関及び我が国の関係各位に厚く御礼申し上げますとともに、当事業団に対して今後とも一層のご支援をお願いする次第です。

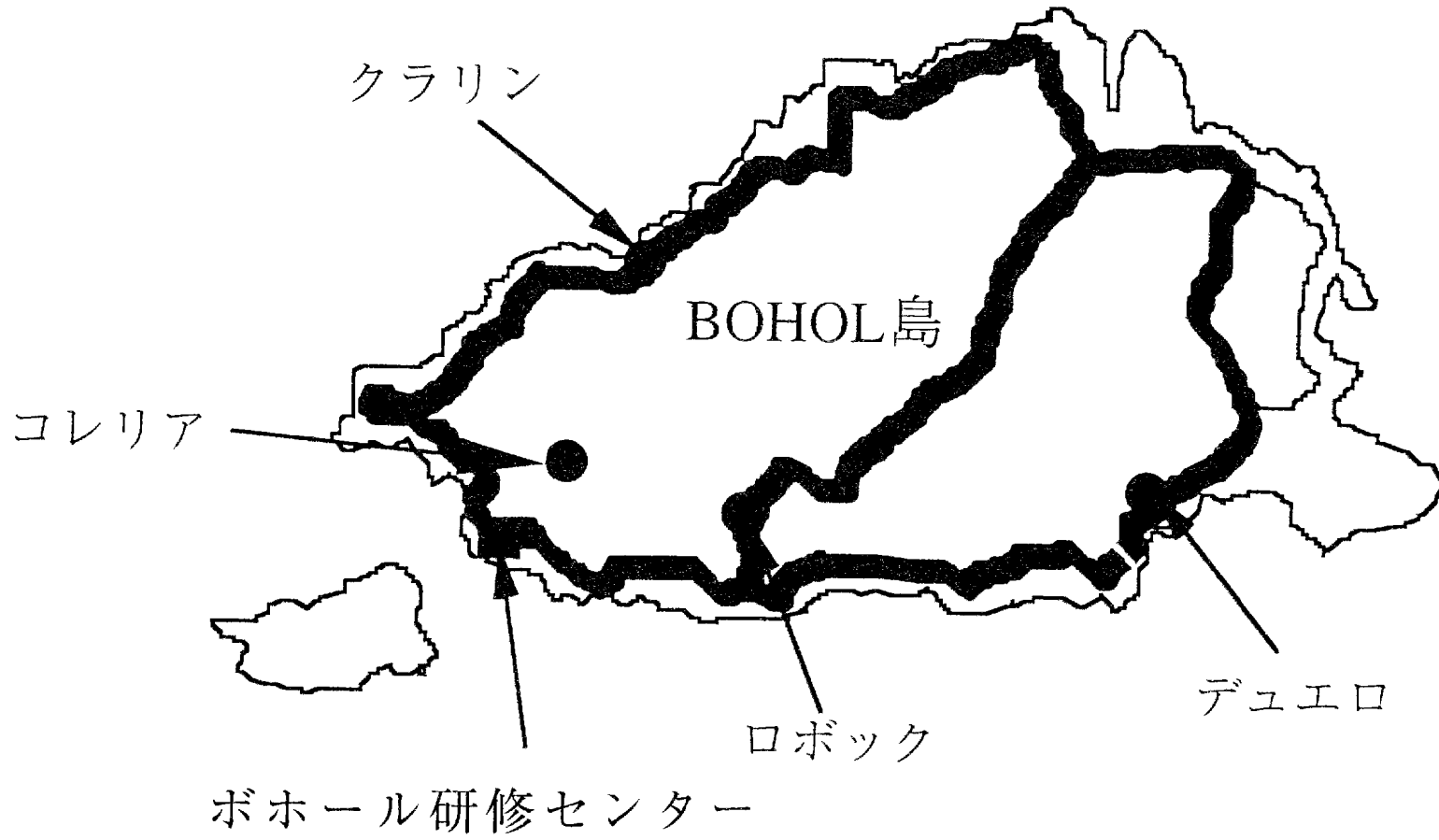
平成13年3月

国際協力事業団

理事 後藤 洋

フィリピン共和国農村生活改善研修強化計画
プロジェクトサイト位置図





略 語 表

AFMA	: Agriculture and Fisheries Modernization Act (農漁業近代化法)
AFMP	: Agriculture and Fisheries Modernization Plan (農漁業近代化計画)
AT	: Agricultural Technologist (地方自治体の農業普及員)
ATI	: Agricultural Training Institute (農業研修局)
BAEx	: Bureau of Agricultural Extension (農業普及局、ATIの前身)
BAPC	: Bohol Agricultural Promotion Center (ボホール農業振興センター)
BEMO	: Bohol Environment Management Office (ボホール環境管理事務所)
BFAR	: Bureau of Fisheries and Aquatic Resources (漁業水産資源庁)
CBRMP	: Community-Based Resource Management Project (コミュニティーベース資源管理プロジェクト)
CDA	: Cooperatives Development Agency (大統領府協同組合開発庁)
C/P	: Counterpart (カウンターパート)
DA	: Department of Agriculture (農業省)
ECD	: Extension and Communication Division (農業研修局普及情報部)
FRMP	: Fisheries Resource Management Project (水産資源管理プロジェクト)
GNP	: Gross National Product (国民総生産)
JBIC	: Japan Bank for International Cooperation (国際協力銀行)
JICA	: Japan International Cooperation Agency (国際協力事業団)
LGC	: Local Government Code (地方分権化法)
LGU	: Local Government Unit (地方自治体)
M/M	: Minutes of Meeting (討議議事録)
MAO	: Municipality Agriculture Office (町農業事務所)
MOA	: Memorandum of Agreement (パイロットプロジェクト実施のためのLGU及びATIで交わされた合意文書)
NEDA	: National Economic and Development Agency (国家経済開発庁)
NGO	: Non-governmental Organization (非政府組織)
NTC	: National Training Center (国研修センター)
TSI	: Tentative Schedule of Implementation (暫定実施計画)
ETD	: Extension and Training Division (農業研修局普及研修部)
PCM	: Project Cycle Management (プロジェクト・サイクル・マネジメント)

PDM	: Project Design Matrix (プロジェクト・デザイン・マトリックス)
PDME	: Project Design Matrix for Evaluation (評価用プロジェクト・デザイン・マトリックス)
PTC	: Provincial Training Center (州研修センター)
PPDD	: Planing and Program Development Division (農業研修局企画プログラム開発部)
R/D	: Record of Discussion (実施協議議事録)
RIC	: Rural Improvement Club (農村改善クラブ)
RTC	: Regional Training Center (地方研修センター)
SALT	: Sloping Agricultural Land Technology (傾斜地農業技術)
TOR	: Terms of Reference (業務指示書)
TSEP-RLI	: Training Service Enhancement Project for Rural Life Improvement (農村生活改善研修強化計画)

評価調査結果要約表

案件概要	国名：フィリピン		案件名：農村生活改善研修強化計画																									
	分野：農業農村開発		援助形態：プロジェクト方式技術協力																									
	所轄部署：農業開発協力部農業技術協力課		協力金額（無償のみ）：																									
	協力期間	(R/D):1996.6.15～2001.6.14 (延長): (F/U): (E/N):	先方関係機関：農業省農業研修局																									
		我が方協力機関：農林水産省																										
		他の関連協力：																										
<p>・協力の背景と概要</p> <p>フィリピン国において、1990年代、農業は国民総生産（Gross National Product：GNP）の3割以上を占め、就業人口の半数以上を占める重要な産業の1つであった。また、総人口の3分の2が農村地域に居住して直接的、あるいは間接的に農業とかわり、そのなかで女性は農業労働力の4分の1を構成し、家庭労働、農業生産及び社会活動と農村において重要な役割をもつ存在であった。また、これまで、これら農村を支援するために実施されてきた農業研修が農業の生産や所得向上を中心としたものであった。</p> <p>このような背景において、女性もその対象として含めつつ、農業の生産・所得向上のみならず、労働・栄養・生活環境等の質的な視点を加えた総合的な農村生活改善活動が必要と考え、女性を含む「地域住民」を最終受益者とした「農村生活改善に関連するモデル研修プログラムが策定され、継続的に効率的、効果的な研修が実施されるような体制を整備する」ことを目的としたプロジェクト方式技術協力を実施することで合意した。1996年6月には業務調整員、同年8月には人的資源開発分野専門家及び農村生活改善ノ普及分野専門家、同年10月には研修分野専門家、同年12月には、チーフアドバイザー、翌年4月には地域社会開発分野専門家が順次着任し、1997年9月には計画打合せ調査団が派遣され、詳細活動計画が策定された。</p> <p>・協力内容</p> <p>（上位目標）</p> <p>農民、漁民、女性、青年及び普及機関が、効率的、効果的な研修サービスを農業研修局（Agricultural Training Institute：ATI）から受け、人的資源開発に向けた努力（特に女性の参画に特別な配慮を行いながら）を通じて農村地域の生活の質の改善をめざす。</p> <p>（プロジェクト目標）</p> <p>農村生活改善研修プログラムが策定され、ATI内で制度化される。</p> <p>（成果）</p> <p>農村部における農業・農外生産活動と家庭内・地域社会内における生活活動のバランスを考慮しつつ、また、農村部のジェンダー面に配慮して地域住民のニーズを反映した農村生活改善パイロット活動が実施される。</p> <p>農村生活改善パイロット活動に基づいて、モデルセンターにおいて、農村生活改善研修プログラムが策定される。</p> <p>ATIが農村生活改善研修プログラムを初期展開センターにおいて実施できるようになる。</p> <p>モデルセンターや初期展開センターにおいて、プログラムが効果的に実施されるために、ATI及び他の機関との協力関係が強化される。</p> <p>（投入）（評価時点）</p> <p>日本側：</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">長期専門家派遣</td> <td style="width: 10%;">12名</td> <td style="width: 40%;">機材供与</td> <td style="width: 10%;">22,924千円</td> </tr> <tr> <td>短期専門家派遣</td> <td>15名</td> <td>ローカルコスト負担</td> <td>56,103千円</td> </tr> <tr> <td>研修員受入れ</td> <td>17名</td> <td>その他</td> <td></td> </tr> </table> <p>相手国側：</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">カウンターパート配置</td> <td style="width: 10%;">27名</td> <td style="width: 40%;">機材購入</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>土地・施設提供</td> <td></td> <td>ローカルコスト負担</td> <td>21,611千ペソ</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					長期専門家派遣	12名	機材供与	22,924千円	短期専門家派遣	15名	ローカルコスト負担	56,103千円	研修員受入れ	17名	その他		カウンターパート配置	27名	機材購入		土地・施設提供		ローカルコスト負担	21,611千ペソ	その他			
長期専門家派遣	12名	機材供与	22,924千円																									
短期専門家派遣	15名	ローカルコスト負担	56,103千円																									
研修員受入れ	17名	その他																										
カウンターパート配置	27名	機材購入																										
土地・施設提供		ローカルコスト負担	21,611千ペソ																									
その他																												

調査者	(担当分野：氏名 職位) 総括／組織強化 半谷 良三 国際協力事業団農業開発協力部農業技術協力課課長 地域社会開発／農村生活改善・普及 市田 知子 農林水産省農業総合研究所海外部ヨーロッパ室室長 人的資源開発／研修開発 高橋 由紀 (社)農村生活総合研究センター研究員 計画評価 正永 能久 国際協力事業団農業開発協力部農業技術協力課職員 評価分析 山田 清蔵 (株)片平エンジニアリングインターナショナル	
調査期間	2001年2月7日～2001年2月20日	評価種類：終了時評価
<p>1．評価の目的</p> <p>(1) JPCM手法に基づき、投入実績、活動実施状況、成果・プロジェクト目標の達成状況を把握する。</p> <p>(2) 実施の効率性、目標達成度、インパクト、計画の妥当性、自立発展性の評価5項目について分析を行う。</p> <p>2．評価結果の要約</p> <p>(1) 実施の効率性 専門家、カウンターパート研修、供与機材、日本側及びフィリピン側のローカルコストの負担などすべての投入は、おおむねプロジェクト成果達成に十分かつ無駄なく寄与したと考えられる。また、本プロジェクトにおける日本側の投入は、先方の自立発展性、持続性に十分な配慮が行われ、過度なものではなかった。ただし、長期専門家及び短期専門家のなかには、語学力が十分でなかったり、必要な専門分野との支障があったりして、投入として一部効率的に成果に結びつかなかったものもあった。</p> <p>(2) 目標達成度 ATIボホール研修センター(モデルセンター)において農村生活改善マニュアル研修プログラムのパイロット活動が実施され、その活動を基に農村生活改善(Rural Life Improvement：RLI)研修マニュアル(第1原稿)が作成された。次に全国3か所の初期展開センター等でRLI研修マニュアルの改善(修正)のための試行的展開が行われ、2001年3月にはRLIマニュアル最終版が完成される予定である。また、マニュアルにある参加型手法等について全センターの職員の代表に対して研修が行われ、技術移転が十分に行われた。よって、当初のプロジェクト目標は達成されたと判断できる。</p> <p>(3) インパクト プロジェクトレベルにおいては、ATI職員によりプロジェクト提示したいくつかの参加型手法が通常業務に組み込まれたり、ATIにおけるこれまでの農村生活改善の概念に、従来の「生産と生計向上」に新たに「農村生活環境」及び「地域社会環境」の観点が加えられるなどの効果を発現した。また、プロジェクトにおいて試行的に農村生活改善パイロット活動を展開したパイロットサイトレベルでは、農村生活改善に必要な様々な技術の受益者である住民が自身による修得、農村生活改善パイロット活動に係る地方自治体(Local Government Unit：LGU)による条例の制定、パイロット活動の他地域への波及、他機関からの参加型手法研修実施の要望、地域社会環境への住民の意識の変化等が効果としてみられた。</p> <p>(4) 計画の妥当性 プロジェクトの目的と活動は農業農村開発に係る国家政策〔農漁業近代化法(Agriculture and Fisheries Modernization Act：AFMA)及びAgrikulturang Makamasa〕に沿っている。また、プロジェクトの受益者は彼らのニーズに基づいた効率的・効果的な研修サービスを受けることができた。以上により、本計画は現時点においても妥当性があると判断できる。</p> <p>(5) 自立発展性</p> <p>1) 制度・政策面 ATIは農業省(Department of Agriculture：DA)発出の通達により、2009年までに全研修センターをカバーすべく毎年3センターでの農村生活改善活動を展開する予定であり、財政的・技術的支援をLGU及びその他関係機関から受けるため、合意文書の署名交換を行う予定である。また、これらの活動に必要な研修の実施・モニタリングには、ATI本部職員及び当該センター職員が配置され、活動実施主体として、LGU職員が配置される予定である。既に展開している地区においても、同様であるが、活動の実施主体をLGUへ随時移管していく。</p> <p>2) 財政面 2001年までの初期展開センターでの活動予算は確保されている。そのあとは、農村生活改善活動の予算はATIの通常国家予算に含まれる予定である。また、制度化予算の節約のために、パイロット活動の規模の縮小、他の研究機関との連携で支出を減少、ATIの通常研修に参加型手法を採用、などの方法が検討される。</p>		

3) 技術面

ATI職員はファシリテーション手法、ビジョンづくりの手法、研修ニーズ調査手法といった参加型手法を既に習得しており、より効果的・効率的な研修を受講者に対して提供できる。また、特定分野の技術については、機関間の連携により補完される予定である。

以上により、本プロジェクトに係る先方独自の自立発展性は高いと判断できる。

3. 効果発現に貢献した要因

(1) 我が方に起因する要因

特になし。

(2) 相手方に起因する要因

特になし。

4. 問題点及び問題を惹起した要因

(1) 我が方に起因する要因

特になし。

(2) 相手方に起因する要因

特になし。

5. 教訓（新規案件、現在実地中の他の案件へのフィードバック）

(1) 専門家のリクルートについては、専門家の要請業務指示書（Terms of Reference：TOR）が日本側とフィリピン側で十分に議論されたうえで、JICAはTORに合致した専門性と語学能力をもつ専門家のリクルートに一層の努力をするべき

本プロジェクトは、技術移転の内容が個々の特定の技術に関する移転ではなく、参加型開発、農村生活改善という概念を言葉でしっかり伝えることが必要だったため、語学能力は相当レベルのものが求められたこと、活動がLGUはじめ様々な組織との連帯を図りながら実施していくため、その調整のためにも一定の語学力が求められたこと、及び長期専門家が現場サイトに常駐していなかったため、短期専門家は現場で単独活動するだけの企画、調整、語学語学能力が求められたことなどから、通常にも増して専門家の語学能力等が必要とされた。今後の専門家のリクルートにおいては、プロジェクトの内容に応じて、専門家の技術面での十分な経験のみならず、技術的な概念を正確に伝えることのできる語学能力についても十分な検討が必要となる。

(2) 計画段階では、プロジェクトのフレームワークとコンセプトが実施機関のマネジメント及び人員を十分に考慮して決定されるべき

プロジェクト協力開始当初、ATIのマネジメントが研修機関であるにもかかわらず、普及機関であるかのように農村生活改善活動にプロジェクト活動が集中し、そのあとの軌道修正に時間を要した。この点はプロジェクトの計画段階では極めて重要なポイントであり、カウンターパート機関のマネジメント範囲外のことをプロジェクトで協力してもプロジェクト終了後、自立発展・持続せず、プロジェクト終了とともに、プロジェクト活動及び成果は継続活用されないことになる。今後のプロジェクトの計画策定においては、我が国がどのような協力を行うかだけでなく、先方実施機関の所掌業務、中長期計画、マンパワー等を十分に検討することが必須である。

(3) 効率的なベースラインサーベイがプロジェクトの初期段階で短期間で実施されるべき

ベースラインサーベイはプロジェクト活動計画を策定し、ベースラインデータをとるために行うものであり、プロジェクト初期段階で短期間に効率的に実施することが必要であるが、本プロジェクトにおいては調査期間が長く（約2年）、プロジェクト前半の活動が必ずしも効率的に実施されたとはいえなかった。

協力を行うにあたって、現地の状況を正確に把握する必要性は否定できないが、今後は、ベースラインサーベイに要する費用（調査費、専門家の人件費、ローカルコンサルタント備上費等）とその調査結果から得ることのできる成果をコスト・バランスの観点から検討し、データの内容・量、調査の方法・手順についても事前に十分な計画を立てるべきである。

(4) プロジェクト活動に対する投入はパイロット活動の受益者の経済規模及び経済効果をかんがみ、適宜に実施されるべき

本プロジェクトでは、我が国及びフィリピン国政府の予算を用いて実施されたものであり、予算執行にあっては煩雑な手続きが必要であり、しばしば、プロジェクト活動費の執行が遅滞することがあった。

今後は、プロジェクトを実施するにあたっては、より柔軟かつ円滑に予算の執行ができるよう、活動計画を十分に検討する必要がある。また、この際、受益者が誰であるか、受益者が負担すべきものは何であるか、あるいは受益者が負担できる範囲はどの程度であるかを明確にし、プロジェクトによる支援（投入）の量を決定すべきである。

6. 提言〔評価対象案件へのフィードバック（延長、フォローアップ協力の必要性等）〕

(1) プロジェクト終了後、ATIは本事業の進展について定期的に進捗報告をDA、JICAフィリピン事務所に対して行うこと、またJICAとの間で定期会合を開いて本事業の進捗、自立発展のためのモニタリングを行うものとする。

また、今後、2001年6月のプロジェクト終了までの間にモニタリング体制を協議し、次回の合同調整委員会で決定することを合意した。

(2) 本事業がATIの通常業務として継続し実施されるようDA発出の通達により制度化する。

(3) 農村生活改善活動を地元、LGUの主体で実施していけるよう配慮して「業務実施要領」を作成し、(2)の通達の付属資料とすること。

(4) ボホール研修センター及び初期展開センターではプロジェクト終了後のモニタリング体制について各LGUと協議し、具体的な計画を立てること。

(5) ATIは今後も研修を実施し、農村生活改善活動を維持発展させられるよう地方自治体の能力を向上させること。

(6) ATIはプロジェクト終了後も、全センターの職員を対象に農村生活改善研修に関するワークショップを継続して行う。

合同評価調査団は以上の提言をATIはじめ各関連機関に提示し、本プロジェクトの日本側の協力は予定どおり2001年6月14日をもって終了することが適切と判断した。

目 次

序 文

プロジェクトサイト位置図

写 真

略語表

評価調査結果要約表

第 1 章 終了時評価調査団の派遣.....	1
1 - 1 調査団派遣の経緯と目的.....	1
1 - 2 調査団の構成.....	2
1 - 3 調査日程.....	3
1 - 4 主要面談者.....	4
1 - 5 終了時評価の方法.....	5
第 2 章 要 約.....	7
第 3 章 プロジェクト及びその周辺の概要.....	9
3 - 1 プロジェクトの概要.....	9
3 - 2 フィリピン側実施機関組織構造とその変遷.....	12
3 - 3 プロジェクト関連法令.....	13
3 - 4 農業研修局における研修プログラムの構成と内容.....	14
3 - 5 農村生活改善の概念.....	16
第 4 章 調査結果.....	20
4 - 1 投入実績.....	20
4 - 1 - 1 日本側投入実績.....	20
4 - 1 - 2 フィリピン側投入実績.....	21
4 - 2 活動実績.....	21
4 - 2 - 1 プロジェクト全体の活動実績.....	21
4 - 2 - 2 ボホールにおける活動実績.....	22
4 - 2 - 3 初期展開センターにおける活動実績.....	23
4 - 2 - 4 農村生活改善研修マニュアルの内容.....	24
4 - 2 - 5 農村生活改善研修プログラムの制度化の可能性.....	27

第5章 評価結果.....	28
5 - 1 実施の効率性.....	28
5 - 2 目標達成度.....	29
5 - 3 インパクト.....	30
5 - 4 計画の妥当性.....	31
5 - 5 自立発展性.....	31
 第6章 結 論.....	 33
6 - 1 結 論.....	33
6 - 2 提 言.....	33
6 - 3 教 訓.....	34
 付属資料	
1 . ミニッツ（合同評価レポート含む）.....	39
2 . PDMの推移.....	70
3 . プロジェクトの概要ととりまく状況.....	72
4 . TSIに基づく活動実績表	79
5 . ボホールにおける農村生活改善パイロット活動の概要とその評価.....	85
6 . 初期展開センターにおける農村生活改善活動の概要とその評価.....	98

第 1 章 終了時評価調査団の派遣

1 - 1 調査団派遣の経緯と目的

(1) 調査団派遣の経緯

フィリピン共和国（以下、「フィリピン国」と記す）において、1990年代初頭、農業は国内総生産（Gross National Product：GNP）の2割以上、就業人口の半数近くを占める重要な産業であり、様々な農業開発施策が実施されていた。中期国家開発計画（1993～1998年）及びその達成手段としての中期農業開発計画（1993～1998年）等においては、農林水産業が経済開発の重要な一翼を担うとの位置づけの下、各地の自然環境や市場条件を勘案した「主要生産地域アプローチ」が提唱され、地域特性に適應した技術の開発・普及に重点が置かれていた。

また、総人口の3分の2が農村地域に居住して、直接的あるいは間接的に農業とかかわり、そのなかで女性は農業労働力の4分の1を構成する、家庭労働、農業生産及び社会活動と農村において重要な役割をもつ存在であった。このため、農村地域の生活水準の向上を図るには、農業生産の振興を中心とした、農村女性への積極的な支援が重要と考えられていた。

一方、行政施策の面からみると、農村生活の改善は農業普及事業の一環として位置づけられるが、1991年には地方分権化法（Local Government Code：LGC）により、普及員（Agricultural Technologist：AT）の所属が中央政府から地方自治体（Local Government Unit：LGU）に移管され、これに伴い、これまで農家に対する直接研修及び農業普及事業を実施してきた農業研修局（Agricultural Training Institute：ATI）の役割も変化し、LGU職員及び普及員に対する研修を行うことが業務となった。

こうしたフィリピン農村社会をとりまく様々な状況を背景に、フィリピン国政府から我が国に対して、ATIを実施機関とする、農村女性のための地域特産物の生産及び加工に関するプロジェクト方式技術協力が要請されてきた。

この要請を受け、国際協力事業団（Japan International Cooperation Agency：JICA）は1995年1月に事前調査団を、1995年8月には長期調査員を派遣し、要請の背景や内容について検討を行った。両調査の結果、農業生産のみを対象の中心とするのではなく、労働・栄養・生活環境等の質的な視点を加えた総合的な改善活動が重要な鍵と考えられた。また、農村の生活改善を図るには、女性のみを対象としたものでは不十分であるとの判断を行い、当初のフィリピン側の要請内容を修正する必要性が認識された。

1996年4月には実施協議調査団が派遣された。調査、協議の結果、これまでの調査結果も踏まえ、協力目的を「地域特産物の生産／加工」に限定せず、広く「農村生活改善」とし、また対象者も「女性」のみならず「地域住民」として、「農村生活改善に関連するモデル研修

プログラムが策定され、継続的に効率的、効果的な研修が実施されるような体制を整備する」とすることで、フィリピン側との合意が成立した。討議議事録（Record of Discussion：R/D）等の署名が交わされ、同年6月から5年間にわたるプロジェクト方式技術協力が開始された。1997年9月には計画打合せ調査団が派遣され、詳細暫定実施計画（Tentative Schedule of Implementation：TSI）が策定された。

現在、プロジェクトは開始から5年目に入り、本プロジェクトに対する我が国の協力も2001年6月に終了を迎えることから、本プロジェクトに対するこれまでの評価を行うために終了時評価調査団を派遣することとなった。

(2) 調査の目的

- 1) 技術協力の開始から終了までの5年間の実績（調査団訪問後の予定も含む）及び計画達成度を、R/D、TSI等の合意文書に基づき総合的に調査、評価する。
- 2) 技術協力期間終了後のとるべき措置について協議し、結果を日本、フィリピン両国政府及び関係当局に報告、提言する。
- 3) 今後類似のプロジェクトが実施された場合に、その案件を効果的に立案、実施するため、本協力の実施による教訓、提言を取りまとめる。

1 - 2 調査団の構成

(1) 総括 / 組織強化

半谷 良三 国際協力事業団農業開発協力部農業技術協力課課長

(2) 地域社会開発 / 農村生活改善・普及

市田 知子 農林水産省農業総合研究所海外部ヨーロッパ研究室室長

(3) 人的資源開発 / 研修開発

高橋 由紀 (社)農村生活総合研究センター研究員

(4) 計画評価

正永 能久 国際協力事業団農業開発協力部農業技術協力課職員

(5) 評価分析

山田 清蔵 (株)片平エンジニアリングインターナショナル

1 - 3 調査日程

日 順	日付	曜	調 査 内 容		宿泊地
			高橋、正永、山田	半谷、市田	
1	2/4	日	13:25 マニラ着 (JL741 : Leaving Tokyo at 9:45) 17:00 JICA専門家との打合せ		マニラ
2	2/5	月	9:00 JICAフィリピン事務所打合せ 11:00 国家経済開発庁 (NEDA) 表敬 14:00 農業省 (DA) 表敬 16:00 農業研修局 (ATI) 本部表敬		マニラ
3	2/6	火	9:00 第1回合同評価委員会 PM ATI本部カウンターパートと打合せ		マニラ
4	2/7	水	6:00 マニラ発 (Asian Spirit 6K 981) 8:00 ボホール着 9:30 ATIボホール研修センター・カウンターパートと打合せ 13:00 パイロット地区調査〔地方自治体(LGU)、受益住民〕		ボホール
5	2/8	木	パイロット地区調査 (LGU、受益住民)		ボホール
6	2/9	金	12:00 ボホール研修センター・カウンターパートと調査結果について協議 第2回合同評価委員会 (ボホール調査結果)		ボホール
7	2/10	土	17:00 ボホール 18:30 セブ (海路)		セブ
8	2/11	日	7:15 セブ 7:15 マニラ (空路) 9:15 マニラ 10:00 イロイロ (空路) イロイロ アンティケ (陸路)	8:00 セブ 8:45 スリガオ (空路) スリガオ ブトゥアン (陸路)	アンティケ / ブトゥアン
9	2/12	月	アンティケ研修センター・カウンターパートと協議 パイロット地区調査	ブトゥアン研修センター・カウンターパートと協議 パイロット地区調査	アンティケ / ブトゥアン
10	2/13	火	7:30 アンティケ イロイロ (陸路) 11:50 イロイロ 12:50 マニラ (空路)	13:15 ブトゥアン 15:15 マニラ (空路)	マニラ
11	2/14	水	9:00 調査結果についてJICA専門家及びATI本部カウンターパートと協議 合同評価調査報告書案作成		マニラ
12	2/15	木	13:00 第3回合同評価委員会		マニラ
13	2/16	金	9:00 合同調整委員会 11:00 ミニッツ署名交換		マニラ
14	2/17	土	9:00 マニラ発 (JL746) 13:55 東京着		

1 - 4 主要面談者

(1) フィリピン国国家経済開発庁 (National Economic and Development Agency : NEDA)

Mr. R. Noriel B. Sicad	Chief, Economic Development Specialist, MED
Ms. Rosalina Almendral	Senior Economic Development Specialist, MED
Ms. Diwata Ma Quintos-Dulce	Senior Economic Development Specialist, MED

(2) フィリピン国農業省 (Department of Agriculture : DA)

Mr. Rodrigo Macatangay Jr.	Monitoring Head, SPCMAD
Ms. Jindra I. I. dementeus	Technical Director, Faps
Mr. Roy M. Abaya	Project Development Officer-VI
太田 孝弘	個別専門家〔計画局 (農業技術協力事業総括)〕

(3) フィリピン国農業研修局 (Agricultural Training Institute : ATI)

1) 本部 (Central Office)

Mr. Edwin P. Acoba	Director
Mr. Alberto Maningding	Assistant Director
Ms. Patricia C. Jimenez	Extension and Training Division (ETD)
Ms. Edarlina Perdido	ETD
Ms. Juliana Tolentino	ETD
Ms. Erlinda Aliman	Division Chief, Planning and Program Development Division (PPDD)
Ms. Edena P. Sayson	PPDD
Ms. Luzviminda Razon	PPDD
Ms. Marisa O. Galgo	PPDD
Ms. Benilda Ismael	PPDD
Ms. Roberto Masbang	Division Chief, Extension and Communication Division (ECD)
Ms. Athena Baguisi	ECD
Ms. Thelma Austria	ECD

2) ATIボホール研修センター (Bohol Provincial Training Center)

Ms. Carolyn M.O. Daquio	Superintendent
Mr. Precioso A. Patindol	Specialist Service Unit (SSU)
Ms. Graciana Fementira	SSU
Ms. Lydia Borbano	SSU

Ms. Artemia Gotardo SSU

3) アンティケ研修センター (Antique Provincial Training Center)

Mr. Allan Alimodian Superintendent

Ms. Ninfa del Castillo PMEU Chief

Mr. Antonio Alcapa PMEU

4) ブトゥアン研修センター (Butuan Provincial Training Center)

Mr. Nenita Sumile Superintendent

Ms. Samuel Calonzo PMEU Chief

Mr. Carlos Salcedo PMEU

(4) 在フィリピン日本国大使館

植野 栄治 一等書記官

(5) JICAフィリピン国事務所

小野 英男 所長

飯田 鉄二 所員

1 - 5 終了時評価の方法

(1) 評価手順

評価は以下の手順で実施された。

- 1) 日本及びフィリピン国双方による合同評価調査団を構成する。日本側は本調査団員、フィリピン側は下記メンバーで構成され、客観的評価ができるようにカウンターパートなどのプロジェクト関係者は評価チームには加わらないこととする。

< フィリピン側調査団の構成 >

a) 総括

Ms. Angelina dela PAZ 農業研修局 (ATI) 普及研修部部長

b) 団員

Ms. Edith VINUYA 農業研修局 (ATI) 普及情報部
視聴覚資料作成専門官

c) 団員

Mr. Al CAMAYA 農業研修局 (ATI) 企画 / プログラム開発部

プロジェクト評価官

d) 団員

Mr. Roy ABAYA

農業省 (DA) プロジェクト開発官

e) 団員

Ms. Marina T. Hermoso

農業省 (DA) 第7管区計画部部長

f) 団員

Ms. Rosalira ALMENDRAL

国家経済開発庁 (NEDA) 経済開発シニア専門官

- 2) 評価は、プロジェクト・サイクル・マネージメント (Project Cycle Management : PCM) 手法に基づいて、プロジェクトにて作成された各種レポート等から、評価用プロジェクト・デザイン・マトリックス (Project Design Matrix for Evaluation : PDME) を作成する。
- 3) 現地踏査及びプロジェクト関係者とのインタビュー・討論、各種レポートを通して、PCM 手法における評価5項目に沿って、評価を行う。
- 4) 上記調査の結果を合同評価報告書に取りまとめ、合同調整委員会において両国調査団長により両国政府関係当局に評価結果及び提言の発表を行う。なお、合同評価調査報告書については、英文で作成し、日本及びフィリピン国双方の調査団長により署名・交換を行う。

(2) 調査項目

評価は実施の効率性、目標達成度、効果、計画の妥当性及び自立発展性のPCM 5項目評価に基づいて行われた。

(3) PDME

評価チームはR/D及び中間評価のプロジェクト・デザイン・マトリックス (Project Design Matrix : PDM) をレビューし、本プロジェクトに関する既存のレポート、プロジェクトメンバーから得た情報等を基にPDMEを作成した。その結果は付属資料1 . ミニッツのANNEX 7に添付した。また、R/D調査時、中間評価時並びに終了時評価時のPDMの要約及び指標の推移・比較表を付属資料2に示す。これらの比較表によれば、要約については表現は多少異なるが基本的には3者ともおおむね同じである。しかし、指標はそれぞれの段階でかなり違ってきている。特に上位目標、プロジェクト目標及び成果1はPDMEでは評価用に資するように、より具体化されている。

第2章 要約

本プロジェクトが5年間の協力期間内で目標としていたのは、フィリピン国の農村生活改善のために、農業研修局（Agricultural Training Institute：ATI）が地域住民の特性、ニーズを反映した効果的な研修を実施できるようにすることである。プロジェクトの実施機関であるATIは、地方自治体（Local Government Unit：LGU）職員及び普及員に対して農漁業分野の研修を行う農業省（Department of Agriculture：DA）の研修機関である。プロジェクトでは、国内34か所にある地方研修センターからボホールをモデルセンターとして選出し、前半の3年間（1996年6月～1999年7月）はボホール州内で選定した4町（Municipality）5村（Barangay）において、住民のニーズに基づく農村生活改善パイロット活動及び関連研修を実施した。この経験を基に、ボホールでのプロセス及び研修技術を農村生活改善（Rural Life Improvement：RLI）研修マニュアルの第1稿として、取りまとめた。このRLI研修マニュアルに沿って、1999年4月から3つの初期展開センターに活動を展開した。

プロジェクト終了を4か月後に控えた今般、終了時評価調査団が2001年が2月4日から同17日まで日本より派遣され、R/Dに従いフィリピン側評価調査団との合同評価調査団を編成し、終了時評価調査を実施した。

評価方法はPCM手法に基づく評価5項目（実施の効率性、目標達成度、インパクト、計画の妥当性、自立発展性）に従って行った。まず、PDMEを作成し、そのPDMEをベースに評価を進めた。また、フィリピン側に事前に作成してもらった自己評価レポート（5項目評価）の発表、討議、カウンターパートへの聞き取り、プロジェクト終了後の農村生活改善アプローチの制度化に関する計画についての聞き取り等を行った。本部での協議のあと、ボホール研修センター、初期展開センター3か所のうちアンティケ、ブトゥアンの2センターを訪問し、評価調査結果を合同評価調査団として取りまとめた。そのあと、ATI本部に戻り、合同調整委員会において評価調査報告書案を発表、協議のうえ、最終合意に至った。評価調査報告書は両調査団長が署名し、そのあと、ATI局長と日本側調査団長がミニッツとして署名し、両国政府に評価結果を報告することを約束した。

合同評価の結論として、プロジェクトは当初設定した5年間の目標である、農村生活改善に必要な地域住民のニーズに即した効果的な研修手法、プログラムがモデルセンター及び3か所の初期展開センターでのパイロット活動を通じてマニュアルとして取りまとめられ、またATIが本研修事業を制度化する見通しが立ったことから、5年間の協力期間でプロジェクト目標が達成されることを確認した。

(1) 実施の効率性

期待された成果は達成された。投入課題と投入量も成果とマッチしていた。投入の大部分

は効率的に成果に貢献した。しかしながら、ATI本省ではフルタイム（専任）のカウンターパートが配置されなかったこと、また数人の専門家が語学力、専門性の面で要請とマッチしなかった点があった。これは今後、プロジェクトの専門家リクルート面で一層の改善が求められる。

(2) 目標達成度

プロジェクト目標は2001年6月14日までにほぼ達成される。RLI研修マニュアルは2001年3月に最終版が作成され、ATIが地域住民のニーズを研修コースに反映できるようなRLI研修プログラムの実施ガイドラインとして通常業務に組み込まれる。またATIは、2000年より、フィリピン側の国家予算のみで新規の3センターへの研修予算措置を行い、農村生活改善研修を実施し始めた。

(3) インパクト

ATIは研修機関としてLGU、地元住民が主体となって実施する農村生活改善活動を、本来業務である「研修」という側面から地元住民のニーズを把握し、研修に反映する技術、手法を習得した。また、パイロット活動のインパクトも大きく、ボホールではクラリン町の沿岸地域すべてに生活改善研修を基本とした沿岸資源管理の活動が町主導で実施されることとなった。ロボック町でも隣町が沿岸資源管理活動を町支援の下で開始した。また、ボホールはじめ4か所のセンターでは政府機関、市町村、大学から農村生活改善研修の実施のリクエストが相次いで出ていることも、大きなインパクトである。

(4) 計画の妥当性

プロジェクト目標が農漁業近代化法（Agriculture and Fisheries Modernization Act：AFMA）に沿ったものであり、そのため農村生活改善研修はATIの本来業務に組み込まれることになった。

(5) 自立発展性

ATIは毎年3か所の地方研修センターに農村生活改善研修実施の事業予算を措置し、2009年までに国内全研修センターをカバーすることを約束した。2001年度までの予算は既に措置されており、そのあとは通常予算として組み込んでいく。またDAの省令化を通じて本事業を残りのATI全研修センター（30センター）に展開すること、また事業実施要綱をもって推進、オーソライズされる。また各センターレベルではパイロット活動がLGU及び地元住民によって維持、発展されることが確認されている。

第3章 プロジェクト及びその周辺の概要

3 - 1 プロジェクトの概要

プロジェクト概要は以下のとおりである。なお、その概念図を付属資料3 . 図 - 1 に示した。

(1) プロジェクト名称

1) 和 名

フィリピン共和国農村生活改善研修強化計画

2) 英 名

The Training Services Enhancement Project for Rural Life Improvement (TSEP-RLI)

(2) 協力期間

1996年6月15日から2001年6月14日まで

(3) 上位目標

農民、漁民、女性、青年及び普及機関が、効果的、効率的な研修サービスを農業研修局 (Agricultural Training Institute : ATI) から受け、人的資源開発に向けた努力 (特に女性の参画に特別な配慮を行いながら) を通じて農村地域の生活の質の改善をめざす。

(4) PDMの変更

実施協議調査時にPDMが作成され、署名交換が行われた。そのあと、中間評価調査時にPDMの見直しが行われ、プロジェクト目標、プロジェクト成果等が修正された (詳細は付属資料2 . 表 - 1 を参照)。主な変更点は以下のとおりである。

1) プロジェクトの目標

a) 実施協議調査時

農村生活改善に係る研修のモデルプログラムが策定され、効果的、効率的な研修を継続的に実施するための実施体制が整備される。

b) 中間評価調査時

農村生活改善 (Rural Life Improvement : RLI) 研修プログラムが策定され、ATI内で制度化される。

2) プロジェクト成果

a) 実施協議調査時

農村部における農業・農外生産活動と家庭内・地域社会内における生活活動のバラ

ンスを考慮しつつ、また、農村部のジェンダー面に配慮して、地域住民のニーズを反映した農村生活改善活動モデルが実証される。

実証された農村生活改善活動モデルを踏まえて、モデルセンターにおいて、モデル研修プログラムが策定される。

ATI本部によって、上記成果を他のATI研修センターに展開していくためのシステム化した制度が確立される。

ATI及び研究機関、地方政府、NGOを含む農業研修や普及を扱う他の機関との所掌業務範囲が明確にされ、かつ協力関係が強化される。

b) 中間評価調査時

農村部における農業・農外生産活動と家庭内・地域社会内における生活活動のバランスを考慮しつつ、また、農村部のジェンダー面に配慮して地域住民のニーズを反映した農村生活改善パイロット活動が実施される。

農村生活改善パイロット活動に基づいて、モデルセンターにおいて、RLI研修プログラムが策定される。

ATIがRLI研修プログラムを初期展開センターにおいて実施できるようになる。

モデルセンターや初期展開センターにおいて、プログラムが効果的に実施されるために、ATI及び他の機関との協力関係が強化される。

3) プロジェクト活動内容

a) 実施協議調査時

選定したパイロット地域におけるモデルセンターによる試験的参加型農村生活改善を図る。

モデルセンターにおける上記活動に基づいたRLI研修プログラムの策定、実施及び評価を行う。

全国のATI研修センターに適用できるようにパイロット活動の成果を展開するためのATI本部におけるプログラムの策定及び実施を行う。

ATI及び研究機関、地方政府、NGOを含む農業研修や普及を扱う他の機関との所掌業務範囲が明確にされ、かつ協力関係が強化される。

b) 計画打合せ時

大項目としては大きな変更はなされていないが、活動がより詳細に明記されている。その他、以下の点が主要な変更点である。

ATIの所掌業務を踏まえ、活動がより具体的かつ明確に記載されている。

第2項で、「RLI研修プログラム」を明確にし、このなかに「RLI研修マニュアル」が含まれている。

までの活動を踏まえ、初期展開センターでの活動に展開させることが明記されている。

他機関との協力は、 から までの活動のなかで、実施されるものとしている。

(5) フィリピン側実施機関

農業研修局 (ATI)

(6) プロジェクトサイト

1) ATI本部：マニラ

2) ATIボホール研修センター

(そのあと3か所の初期展開センターでも活動が行われる)

(7) 日本側の投入

1) 専門家派遣

a) 長期専門家

チーフアドバイザー / 組織制度、業務調整、人的資源開発 / 研修、農村生活改善 / 普及、地域社会開発 (実際には、人的資源開発 / 研修は、人的資源開発と研修開発の2専門家で分担されることとなった)

b) 短期専門家

必要に応じて随時派遣

2) 研修員受入れ

フィリピン側プロジェクト関係者を研修員として日本へ受け入れる。

3) 機材供与

プロジェクト実施に必要な機材を供与する。

(8) フィリピン側の投入

1) 日本人専門家のための建物、施設、事務所等

2) カウンターパートの配置

3) 合同委員会の設置

少なくとも年1回、又は必要が生じた場合に開催する。

3 - 2 フィリピン側実施機関組織構造とその変遷

(1) 組織的変遷

本プロジェクトの実施機関であるATIは、1987年に設立された機関であるが、周囲の政策環境の変化により、設立以来、その業務内容は大きく変化してきている。

ATIの前身は、1950年から1986年までフィリピン全国の農業普及及び研修を担っていた農業普及局 (Bureau of Agricultural Extension : BAEx) という農業省 (Department of Agriculture : DA) 傘下の機関であった。BAExからATIに改編されたあとも、数年間は農民に対する直接研修及び農業普及事業 (フィールドワーク) の両方を実施していたが、1991年の地方分権化法 (Local Government Code : LGC) で普及の実施主体が (Local Government Unit : LGU) に移管されたことにより、1991年以降はATIの研修対象者はLGU職員及び普及員とされ、農民に対する直接研修や普及事業 (フィールドワーク) は、ATIから研修を受けた普及員が実施する、という業務分担になった。

一方で、1997年に施行された農漁近代化法 (Agriculture and Fisheries Modernization Act : AFMA) により、ATIは、農漁業分野の「研修」のみならず、1991年以降LGUに一任されていた普及事業に関しても「支援」を行う、という任務が加えられた (ただし、普及事業の「実施主体」はあくまでLGUであるということであり、この点について変更はない)。今回新しく加えられたのは、その「LGUによる農業普及事業」を強化するという目的で (現行のシステムの問題点を改善する目的で) 国レベルの農業普及計画の策定や、LGUに対するガイドライン・情報の提供、といういわば「入り口」の部分と、普及事業のモニタリング・評価という「出口」の部分、また普及に関する情報のデータベース化、情報提供といった「後方支援」の役割である。これは、LGU主導の普及事業が抱えていた問題点 各LGUの財政能力の脆弱さ、また当該LGUにおける農業開発の優先順位の低さ等により、普及事業に十分な予算が割り当てられない、DAなど関連省庁とLGU、またその他の関連機関の間の役割分担が明確でないため、DAはLGUを管理・統轄する立場になく、同様に、各LGUを統轄する中央組織である内務自治省も、農業開発・普及等に関しては、ほとんど関与していない、地方移管により、調査研究と研修・普及の連携が弱まった、などを改善しようとする動きである。

(2) 現在の組織構造

ATIの本部の組織図は付属資料3 . 図 - 2のとおりである。職員数は本部に局長と3名の次長以下、総勢133名配置されており、その内訳は、管理部門に74名、企画プログラム開発部 (Planing and Program Development Division : PPDD) に12名、普及研修部 (Extension and Training Division : ETD) に15名、普及情報部 (Extension and Communication Division : ECD) に32名となっている。各部の所掌業務については、付属資料3 . 表 - 1のとおりである。

ATIの地方組織として、全国に34の研修センターがあり、国研修センター（National Training Center：NTC）4か所、地方研修センター（Regional Training Center：RTC）13か所、州研修センター（Provincial Training Center：PTC）17か所に分かれている。これらのセンター間の違いは、PTCの研修対象者が主に農業普及員や州・町の職員、農民リーダー等で、RTCはこれに加えて地域レベルの農業関連機関の職員や技術者が対象となり、NTCは国（DA）の中堅職員や技術者を対象に加えている。しかしながら、実態上の業務内容に顕著な差はみられず、各センター同列に、それぞれの管轄する地域が割り当てられているようである。職員数は予算定員がNTCが25名（4センターで100名）、RTCが19名（13センターで247名）、PTCが17名（17センターで289名）と、34センター合計で636名である。

なお、本プロジェクトでは、ATI本部のカウンターパートとして、上記ETD、ECD及びPPDDから各3～4名が配置されている。また、プロジェクト活動を行ったモデルセンター及び初期展開センターはすべてPTCに属しており*1、より地域住民と直接的に接触する普及員や農民リーダー等を主たる研修対象とした機関となっている。

3 - 3 プロジェクト関連法令

(1) 地方分権化法(LGC)

1991年の地方分権化法（LGCあるいはRepublic Act No. 7160）により、州（Province）や市（City）、町（Municipality）といったLGUに重大な自治権が与えられることとなった。これは、LGUが自立的に自らの発展に向けて努力を行うこと、また、国家計画の達成に向けた1パートナーとして活動を行うことをめざしたものであった。また、中央国家から、各LGUへ権限を委譲することにより、効率的・効果的な公共サービスをよりスムーズに住民に提供できるようになることが期待された。

この法令により、複数のセクターにおいていくつかの重要な権限がLGUへと委譲された。特に農業セクターにおいては、普及の権限が大きくLGUへ移されることとなり、これまでDAに所属していた普及員がLGUの管轄下に移された。中央は、全国の普及に係る計画・管理を行うもの、実際の普及活動は大きくLGUの方針に任されることとなった。

(2) 農漁業近代化法案（AFMA）

1997年12月、農漁業近代化法（AFMAあるいはRepublic Act No. 8435）が、フィリピン国議会で採択された。本法律は、その名のとおり、農業及び漁業において、必要な行政サービスを適正かつ効率的に提供することを通じて、農業及び漁業の近代化を図るための方策が述べ

*1 初期展開センターのブトゥアンが、展開活動を開始後、PTCからRTCになった。

れている。これら方策は主として以下の5つから成っている。

- 1) 食糧安全保障
- 2) 貧困緩和と社会的公平性
- 3) (特に農民及び漁民の)所得向上と適正な所得
- 4) 国際的競争力
- 5) 持続性

また、AFMAにおいては、農業及び漁業分野における様々な調査・研究結果を、教育・訓練・普及を通じて有効に活用することを国家が取り組むべき優先課題のひとつとして、国家普及システムの発展をめざしている。

(3) Agrikulturang Makamasa (万人のための農業)

Agrikulturang Makamasaは、エストラダ前政権下において、1997年のAFMAを受け、この実施細則が制定されるまでの間、国家農業開発のためのプログラムとして1998年10月に策定されたものである。したがって、その理念や戦略は、AFMAとほぼ同一である。また、本プログラムは、これに先行する「Ging tong Ani (黄金の作物計画)」と呼ばれた作目別振興計画をAFMAに基づいた次期農漁業近代化計画 (Agriculture and Fisheries Modernization Plan : AFMP) へ引き継ぐまでの暫定計画として位置づけられている。

本プログラムは、主としてイネ、トウモロコシ、水産物、家畜、畑作物、サトウキビ及びココヤシ等を含む8分野を対象としている。

3 - 4 農業研修局における研修プログラムの構成と内容

(1) ATIにおける従来の研修プログラム

1) 本部における従来の研修プログラム

ATIにおける研修は、1992年以前は該当者を本部に呼んで行っていたが、ATI地方研修センターの予算が十分でないことから、現在では本部職員を地方研修センターに派遣して行っている。

1997年に本プロジェクトで調査したところでは、DAの「中期農業開発計画」の達成又はその支援のため、全国の研修センターにおいてDA地方事務所、LGU、NGO、他の民間機関との連携によって、以下のような研修を行うことが目標とされていた。

- ・ コメとトウモロコシの生産拡大に関する研修
- ・ 商業的作物の生産拡大に関する研修
- ・ 畜産の生産拡大に関する研修
- ・ 漁業の生産拡大に関する研修

- ・ 組織支援に関する研修
- ・ 食品加工その他に関する研修
- ・ その他

これらの課題から分かるように、農業に関する技術研修に重点が置かれており、日本の普及活動のように組織力の向上、農村社会面での改善に関する研修など生活面での課題は含まれていない。

2) 地方研修センターにおける農業研修プログラムと予算

1998年に本プロジェクトで調査した結果によれば、ボホール研修センターで実施されている研修プログラムの構成は付属資料3・図-3のようになっている。これは、ボホール研修センターに限ったものではなく、その他の研修センターでもほぼ同一の構成となっている。DAの予算項目101から支出される予算により実施される「通常研修」と、予算項目102から支出される予算により実施される「特別研修」の2つに大別される。「通常研修」は、その名のとおり、通常予算にて実施されるものであるが、Agrikulturang Makamasaなど、上位計画等に応じて設定されている。例えば、「通常研修」の大半を占めるAgrikulturang Makamasaに基づいた研修プログラムは、イネ、トウモロコシ、家畜、換金作物 (high-value commercial crops)、漁業の5項目が中心となり、主として農業生産性の向上のための研修プログラムとなっている。また、「通常研修」には、その他として食品加工や協同組合に関する研修プログラムなど、他の研究機関やLGUなどからの要請に基づいて随時実施される研修プログラムも含まれている。「通常研修」は必ずしも、ATI予算のみで実施するプログラムばかりではなく、LGU等とのコストシェア（費用分担）で実施されているものもある。例えば、ボホール研修センターであれば、54の「通常研修」中50コースがコストシェアで実施されている研修プログラムである。

一方、「特別研修」は、国家経済開発庁 (National Economic and Development Agency : NEDA) からドナーの援助に対する「カウンターパート予算」として措置されるもので、現在のところ、本プロジェクト実施のために必要な予算以外は措置されていない。

なお、本プロジェクトで提案されたRLI研修プログラムが、プロジェクト終了後も自立発展していくためには、現在の「特別研修」予算枠から「通常研修」予算枠へと組み替えられる必要があり、そのためには、RLI研修プログラムが既存の国家計画等上位計画に沿ったものとして規定される必要がある。可能性としては、貧困緩和を目標の1つとして掲げるAgrikulturang MakamasaがRLI研修プログラムの上位計画として想定される。

3) 研修プログラムの作成手順

研修は付属資料3・図-4のような過程を経て構成される。

研修ニーズ調査が行われることにはなっているが、既に決定しているテーマの中身を決

めるために行われるものであり、普及員や住民のニーズを包括的にくみ上げるものとはなっていない。

研修の実施方法は、実地研修や現地視察が組み込まれている場合もあるが、講義やディスカッション、あるいはスライドやビデオ等の教材を利用した屋内での研修が主である。講師は、共催組織のスタッフ等の外部講師に、研修センターの技術部門のメンバーも加わる形をとっている。また、組合組織の運営や管理に関する研修は、ルーティン化しており、講師は主として研修センターのスタッフが務めている。

研修の評価は、研修開始前と終了後に実施するアンケートの比較による受講者の理解度、習得度の把握、更に研修終了後のResource Person Evaluation（講師に対する評価） Overall Evaluation Questionnaire（全体評価アンケート）によって行われている。研修のフォローアップとして、実施後6か月あるいは1年後にモニタリング評価が行われることになっているが、スタッフが多忙なためになかなか実施されていないのが現状である。またMonitoring Evaluationを行っても、その分析が行われていないため、次の研修に生かされずに形式化している。

3 - 5 農村生活改善の概念

(1) フィリピン国における生活改善普及事業の歩み

フィリピン国における生活改善普及事業（Home Extension Service）の開始は、1920年代にさかのぼる。その創始者とされるマリア・オロサは、家出同然で渡米し、薬学と、缶詰による保存技術を学び、帰国後、政府科学局（Bureau of Science）の食品保存に関する部署の要職を務め、食品加工・保存の知識、技術を広めた。1936年、科学局に家政課（Home Economics Division）が設置される。

1936年の連邦法改正により、各州（Province）に農業監視員（Agricultural Supervisors）とホーム・デモンストレーター、すなわち生活改良普及員（生改）が設置された。生改の採用に際しては、カレッジ卒等の学歴は必要なかった。彼女たちは、オロサの監督の下に6か月間、食品加工（ケーキ、ジャム等）、織物、編み物、クラフト、家計管理等の技術のほか、プレゼンテーションの仕方を集中的に学んだ。

生改が、各地で活動を展開していくうえで真っ先に行ったのは、4Hクラブ（青少年グループ）、農村生活改善クラブ（Rural Improvement Clubs：RIC）のような技術普及の受け手となる人々の組織化であった。クラブ員のうち、特に協力を得やすいキーパーソンは、デモンストレーションのための材料の確保、人集めを行い、普及員を助けた。RICはそのあと、全国的な組織に発展する。

1941年12月の太平洋戦争勃発により、普及事業は停滞せざるを得なくなる。交通網が遮断

され、食料が不足するなかで、農村部ではRICの食品加工・保存技術が役立った。

1952年にATIが設置され、そこに生活関係（Home Economics）の専門家が配置された。同時に、地方に生改が配置されるが、その予算の一部は国がもっていた。各地で生改がRICを対象に食品加工・保存についての講習会やデモンストレーションを行い、ATIのスタッフはその監督にあたった。

同時に、農村生活改善の4つの領域が示された。それは、栄養改善（菜園、家畜飼養、栄養バランスのとれた料理、保存）、健康及び衛生の改善（安全な飲み水の確保、流し水の衛生的な処理、トイレの衛生）、所得向上（自家製の食べ物、家内工業、裁縫、家屋の改善＝台所改善、かまど改善による燃料節約、家計簿記帳、信用できる金融の利用）、地域リーダーの訓練（RIC及び4Hクラブの組織化、村の生活を良くする活動への参加）である。その時点でRICは942グループ、メンバーは2万8,977人を数えた^{*2}。

フィリピン国では、そのあと、1960年代に農地改革があり、また、1980年代には普及部門の機構改革があったが、それらは農村生活改善の課題にはさして変化をもたらしていない。

なお、1991年の地方分権化法により、普及事業の予算は国から地方自治体に移管されている。

(2) 本プロジェクトにおける農村生活改善（Rural Life Improvement）

「農村生活改善研修マニュアル」（2000年改訂版）によれば、本プロジェクトにおいて農村生活改善は、付属資料3・図-5のように示される。つまり、農村生活改善の活動においては、生産・生計（経済活動、農業生産及び生計を維持するうえでの問題、事項）、農村生活条件〔人々の生活様式、住まい、健康・衛生、食物・栄養、資金管理、教育・識字水準、労働条件（世帯、地域社会で全体として有している設備）の点でどのように暮らしているか〕、地域社会の全体的な環境条件、自然資源・人的資源、住民の社会参加という3つの局面が、相互に関連しながら、バランスよく、現在よりよいものになっていくことが追求される。

これら3つの領域は、既述のように1950年代に示された4つの領域とかなりの部分、共通しており、基本的に延長線上にあると考えられる。

さらに特筆すべきは、このような活動が、地域選定の段階から、活動の内容決定、更に活動内容の評価の段階まで、性別や年齢を問わず、すべての村民の参加（参加型手法）によって実現されている点である。「マニュアル」の各章の扉には、プロジェクトの各段階におけるミーティングやワークショップの写真が掲載されている。

^{*2} Amadea E. Medina（1984、p72）。なお、同書によれば、1982年の時点でRICは7,728グループ、25万7,070人となっている。

(3) 日本の生活改善普及事業との比較

付属資料3 .表 - 2のように農村生活改善についてフィリピン国及び本プロジェクトと日本を比較してみると、手段、方法についてはほぼ同じであるが、目的、内容（そもそも生活改善とは何なのか）更に時代的・社会的背景についても異なっていることに気付かざるを得ない。

まず、手段、方法については、日本の場合、1948年の開始時から濃密指導という方法がとられている。主として高度成長以前の時期にとられた方法である。例えば、ある集落から生活技術の普及（例えば「かまどの改善」）の要望があったとすると、生改が、その集落を集中的に訪ね、講習会を開く。「かまどの改善」の効果があがった家を見て、生活改善実行グループのメンバーが、自分の家でも取り組もうとする。やがて、「隣の集落では“かまどの改善”が進んでいるようだ」という評判が周辺に伝わり、波及していく。

フィリピン国においても、生改が食品保存技術についての講習会やデモンストレーションを行った集落、RICの活動がモデルとなって、周辺地域に広がっていった。本プロジェクトにおいても、ボホール島の6つの村、更に3つの初期展開地域にモデルとなる村がひとつずつ選定され、そこで住民の要望に基づく多種多様な活動が繰り広げられた。そして、例えばゴソオン村のように、評判を聞きつけた視察者が訪れるような活動が近隣村で開始するという事例がみられ、この点は日本の濃密指導と共通する。

一方、農村生活改善の目的、内容、背景を両国間で比べてみると、まず、日本の場合、占領下の1948年、GHQの指導によって開始したという時代的背景をあげるべきであろう。農業改良普及事業は、農地改革、農業協同組合の組織化と同様に、地主と小作、長子それ以外の子という戦前の序列関係を廃し、民主化するという役割を担っていた。このなかにあって生活改善は、ただ黙々と働くだけであった農民、特に嫁の立場の女性が、生産活動の基となる生活、すなわち労働力の再生産過程に自ら目を向け、どうしたらよいか考えるようになることを意図していた。生活改善の考え方は、当時、農村の現場はもちろんのこと、農林水産省においても極めて異質であったが、初代生活改善課課長であった大森松代氏をはじめ、家政学の素養と合理的、近代的な精神を備え、使命感に燃える人々によって率いられ、次第に賛同者を得ていったのである。

また、日本の生活改善実行グループは、農家の女性を主たるメンバーとする点ではフィリピン国のRICと同じであるが、嫁の立場にある女性に対し、既に婦人会に属していた姑とは別に気兼ねなく話をする場を提供するという役割も果たしていた。生活改善実行グループの集まりに出ることは、嫁にとって家の外に出る良い口実ともなった^{*3}。

^{*3} 生活改善実行グループは、第1回実績発表大会が開かれた昭和28（1953）年の時点で約5,200（約12万8,000人）を数え、以後、昭和58（1983）年までは増加傾向にあったが、そのあとは高齢化による解散などにより減少している。

日本の生活改善普及事業が、労働力の再生産過程としての生活に焦点を当て、かつ農家の女性のなかでもとりわけ嫁に発言の機会を与えることを使命としていた背景には、戦後の民主化のなかでも、農村部には家・村の強固な関係、男女間、嫁姑間の序列や役割分業が根強く残っていたということがある。

他方、フィリピン国の農村生活改善においては、国民の多くが農業で生活し、かつその大部分が貧困状態にあるという現実が一貫して前提となっている。それゆえ、農家の女性には、次代を育てる母、教育者であるとともに、農畜産物の生産、加工、手工芸を通じて所得向上に寄与すること、集落の衛生状態の改善や環境整備に貢献することが期待されている。ただし、家族関係、社会関係、女性の地位・役割が日本の場合とどう異なり、それが農村生活改善とどうかかわるかについては、別途、先学の足跡に沿って正確に述べる必要がある。

参考資料：

- 1 . Amadea E. Medina, “The RIC: Home Extension Story”, The Rural Improvement Clubs of the Philippines, Bureau of Agricultural Extension, M.A., 1984.
- 2 . ATI, Training Services Enhancement for Rural Life Improvement: Program Implementation Manual [「TSEPRLI マニュアル」(2000年改訂版)]。
- 3 . 市田(岩田)知子「生活改善普及事業の理念と展開」、『農業総合研究』第49巻第2号、農業総合研究所、1995年4月、1～63頁。
- 4 . 市田(岩田)知子「生活改善普及事業に見るジェンダー観 - 成立期から現在まで - 」、日本村落研究学会編『年報 村落社会研究』第31集、農山漁村文化協会、1995年11月、111～134頁。

第4章 調査結果

4 - 1 投入実績

プロジェクト実施期間中の両国投入実績は以下のとおりである(詳細は付属資料1.ミニッツのANNEXを参照)。

4 - 1 - 1 日本側投入実績

日本側の投入の詳細は表4 - 1を参照。

(1) 長期専門家(延べ12専門家)

チームリーダー	延べ4年8か月
業務調整員	延べ5年1か月
農村生活改善	延べ4年1か月
人材開発	延べ4年11か月
研修計画	延べ4年5か月
コミュニティー開発	延べ4年4か月
合計	延べ330人・月

(2) 短期専門家(15専門家)

延べ23人・月

表4 - 1 専門家派遣実績

	1996			1997			1998			1999			2000			2001														
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6					
長期専門家	チーフアドバイザー	岩崎 美智子 (96.12.2-99.6.18)											田部 浩子 (99.6.11-01.6.10)																	
	業務調整	佐藤 知子 (96.6.15-98.12.14)											大島 歩 (98.11.27-01.6.14)																	
	農村生活改善 / 普及	山田 理子 (96.8.1-98.7.31)											大芝 博明 (99.4.10-01.6.14)																	
	人的資源開発	片倉 和人 (96.8.1-98.7.31)											高田 祥之亮 (98.7.28-01.6.14)																	
	研修開発	千頭 聡 (96.10.1-99.9.30)											小山 真一 (99.2.22-01.6.14)																	
	地域社会開発	赤松 啓子 (97.4.21-98.7.20)											谷口 美代子 (99.7.8-01.6.14)																	
短期専門家	地域社会開発	富田祥之亮 (96.9.3-96.10.17)																												
	家庭資源管理	富田祥之亮 (97.3.24-97.4.12)											富田祥之亮 (98.5.28-98.6.27)																	
	視聴覚教材作成	高階 康博 (97.9.4-97.11.23)																												
	地域社会計画	木下 勇 (97.10.30-97.11.10)											木下 勇 (98.9.12-98.9.23)																	
	地域生産物流通	中村 尚司 (97.12.12-98.1.6)																												
	研修管理計画	鳥居 香代 (98.3.24-98.5.29)											橋本 直樹 (98.10.20-98.12.22)																	
	農村金融組織調査												藤田 幸一 (99.2.1-99.3.22)																	
	農村生活改善 / 普及												神 潤 (99.2.22-99.6.12)																	
	地域食生活設計												足立 己幸 (99.3.25-99.4.3)																	
	生活改善教材企画												山田 理子 (99.11.27-99.12.20)																	
	回転資金運営評価												河原 工 (00.4.27-00.6.20)																	
	野菜加工												山田 理子 (00.6.27-00.8.8)																	
	研修員	農村開発計画	◆																											
		農村婦人 / 地域開発計画	◆																											
生活改善研修計画								◆◆					◆◆	◆◆																
農業流通								◆◆																						
農村生活改善								◆◆					◆◆	◆◆																
傾斜地域環境保全型農業											◆◆																			

(3) 機材供与

車両(7)、コンピューター(9)、コピー機(6)、プリンター(1)、発電器(7)、テレビ(3)、OHP(3)、ビデオ・カメラ(3)、バイク(2)など、合計2,292万4,000円相当の機材が供与された。

(4) ローカルコスト日本側負担額合計 1,851万4,000ペソ

(5) 日本での研修 延べ17人・回

4 - 1 - 2 フィリピン側投入実績

(1) カウンターパート

プロジェクト・ダイレクター、プロジェクト・マネージャー、サイト・マネージャー、その他、カウンターパート、その他行政・技術スタッフ

(2) プロジェクト実施に必要な土地、建物、設備、日本人専門家の事務室、会議室、研修室等の提供

(3) ローカルコスト

(4) ジョイントコミッティ、オペレーションコミッティ等の設定と運営

4 - 2 活動実績

4 - 2 - 1 プロジェクト全体の活動実績

R/Dに基づき、本プロジェクトは、5年間の予定で、1996年6月15日から開始された。

前半の3年間は、農業研修局(Agricultural Training Institute: ATI)が管轄する全国34か所の地方研修センターからボホール研修センターをモデルセンターとして選定し、日本人専門家も主としてボホールを拠点とし、参加型研修技術の有効性を実証するための活動が展開された。

日本人専門家の協力の下、ボホール研修センターのATI職員が、同州内で選定した4町5村において、住民ニーズ調査を実施した。この結果に基づいて、住民を巻き込んだ農村生活改善パイロット活動を開始し、同時にこの活動に必要な研修を住民、地方自治体(Local Government Unit: LGU)職員(普及員)、ATI職員等を対象に実施した。上記活動の実施を通じて、カウンターパートであるボホール研修センター職員は、ATI本来業務である研修開発に必要な研修ニーズ調査やファシリテーション技術、研修評価手法を習得した(詳細は4 - 2 - 2を参照)。また、これらの活動の実施過程及び参加型研修技術を、農村生活改善(Rural Life Improvement: RLI)研修マニュアル第1稿として取りまとめた。

1999年4月からは、日本人専門家は主として、マニラにその活動の拠点を移し、ATI本部の支援を行うこととした。プロジェクト活動も、これまでのボホールを中心としたものから、全国の地方研修センターのなかからATI主導で選定された3つの地方研修センター(アンティケ、

アルバイ及びブトゥアン)へ移行し、これら3地区において、上記RLI研修マニュアル第1稿に沿ったRLI研修プログラムが試行的に実施された(詳細は4-2-3を参照)。

現在は、これらの活動経験を踏まえ、RLI研修マニュアル第1稿に修正が加えられ、研修を他のセンターで展開するにあたって、より汎用性の高いマニュアルとなるよう改訂が進められている(詳細は、4-2-4を参照。詳細実施計画書に対応したプロジェクトの全活動実績は付属資料4に示してある)。

4-2-2 ボホールにおける活動実績

このプロジェクトは、ATIが管轄する全国の研修センターの職員が、農民・漁民及び自治体所属の普及員を対象として、参加型アプローチに基づいた効果的な研修を提供できるようになることを目標としている。そのための研修プログラムを開発すべく、ボホールでパイロット活動を立ち上げ、住民のニーズに対応した研修を行った。

ボホール州4地域で行われた6つのパイロット活動について、活動の目的・住民の技術レベル等を考慮し、それぞれの活動に応じた研修を実施しながらモデル研修プログラムの開発が進められてきた。その結果は、目的・投入実績・実施スケジュール・成果・インパクト・自立発展性ごとにまとめられ、「Prototype Training Design of TSEP-RLI programs in Bohol Model Center Jan.1998-Jun. 2000」という冊子が作成され、2000年8月に行われた「ボホール研修センター活動紹介ワークショップ」で全国の研修センターに配布された。

また、個別のパイロット活動に関連する研修と並行して、普及員(Agricultural Technologist: AT)や関連機関職員を対象とした表4-2にある研修が実施された。

表4-2 AT、関連機関職員を対象として実施された研修

研修コース名	実施時期	対象者
普及活動促進セミナー(第1回)	1998/3/17-19	農業事務所長(MAO)、普及員(AT)
普及活動促進セミナー(第2回)	1999/2/22-24	農業事務所長(MAO)、普及員(AT)
普及活動促進セミナー(第3回)	2000/6/21-23	農業事務所長(MAO)、普及員(AT)
ファシリテーション技術向上研修(第1回)	1998/10/21-28	ATIボホール職員、普及員(AT)
ファシリテーション技術向上研修(第2回)	1999/3/15-20	ATIボホール職員、普及員(AT)
ファシリテーション技術向上研修(第3回)	2000/6/21-23	ATI初期展開センター職員

これらの研修は、地域のニーズを効果的に把握するための技術や、普及の技術の向上を目的とした研修であり、これらの研修により、本プロジェクト実施にあたっての重要な要素である「住民のニーズの把握」、「住民参加」を促進するために必要な技術が移転された。

これらの研修を基に、6村で実施された農村生活改善パイロット活動の活動実績及び評価については、付属資料5に示した。

4 - 2 - 3 初期展開センターにおける活動実績

プロジェクトは前半の約3年間をかけて、ボホールにおいて、農村生活改善活動を展開させ、ボホール研修センター（モデルセンター）職員が、これらの活動を展開するにあたって必要な研修を実施する能力を身に付けてきた。それとともに、ボホールでの活動から得られた知見をRLI研修マニュアル第1稿として取りまとめられた。

1999年4月には、ATI本部職員主導の下、ルソン地方、ビサヤ地方、ミンダナオ地方から各1センター（アルバイ、アンティケ、ブトゥアン）が「初期展開センター」として選出され、各センターにより農村生活改善活動が開始された。これらのセンターにおける農村生活改善活動は、ボホールでの経験を踏まえて作成されたRLI研修マニュアル第1稿の改善（修正）のための試行的展開として位置づけられる。これら農村生活改善活動の詳細及び評価については、付属資料6に示した。

3つの初期展開センターにおける農村生活改善活動の開始にあたっては、ボホールでの活動の反省を踏まえ、開始前に、普及員を抱えるLGU（町：Municipality）の取り込みを行ったうえで、表4-3の活動が実施され、初期展開センター職員及びLGU普及員を対象とした表4-4の研修が実施された。

表4-3 初期展開センターにおける農村生活改善活動開始に向けて実施された活動

実施時期	活動内容
1999年6月上旬	初期展開センター（3か所）の事前調査
7月下旬	対象地方自治体、村落に対するプロジェクト説明
8月中旬	村落基礎調査（参加型世帯調査、個別世帯調査）
10月中旬	対象地方自治体、村落に対する調査結果ブリーフィング
10月下旬	行動計画づくりワークショップ
10月下旬～	パイロット活動選定、及び活動開始準備 （技術的实施可能性調査、地方自治体など関連機関との連携確立等）
2000年2月～	合意書（MOA）署名／パイロット活動実施 アルバイ：生計向上／栄養改善のための野菜生産プログラム アンティケ：地域生活改善のための苗畑管理及び有機菜園プログラム ブトゥアン：ゴソオン村地域環境改善計画プログラム
12月	パイロット活動第三者評価（ローカルコンサルタント備上）

表 4 - 4 初期展開センターにおける農村生活改善活動開始に向けて実施された研修リスト

実施時期	研修名
1999/ 5 /17-18	プロジェクト前半総括ワークショップ(初期展開センター代表職員対象)
1999/ 6 /29-30	農村生活改善研修プロセスオリエンテーションセミナー(初期展開センター代表職員対象)
1999/ 9 / 6 -10	ファシリテーション技術向上研修 (初期展開センター代表職員対象)
1999/11/ 8 - 9	パイロット活動選定ワークショップ (初期展開センター代表職員対象)
2000/ 3 / 1 - 3	モニタリング・評価手法ワークショップ(初期展開センター代表職員、普及員対象)
2000/ 8 /14-16	モデル・展開センターパイロット活動紹介ワークショップ (全ATI研修センター代表職員対象)
2000/ 9 /26-27	農村生活改善研修マニュアル作成(修正)ワークショップ(ボホール、初期展開センター、本部代表職員)
2000/ 9 /28-29	新展開センターへのオリエンテーションセミナー(新展開センター代表職員)

4 - 2 - 4 農村生活改善研修マニュアルの内容

(1) マニュアルの修正、加筆の経緯

ボホールにおける農村生活改善パイロット活動に基づき、ボホールでの一連の活動のプロセスを記録し、他の研修センターへ展開する際の手引き書としてRLI研修マニュアル第1稿が作成された。これは、すべての研修プロセスをまとめたものではなく、パイロット活動開始前の調査からLGUとの合意書署名までが整理されたにすぎなかった。

そのあと、このマニュアルに沿って、3か所の初期展開センターで農村生活改善活動が開始されたが、このマニュアルを用いることによって、ボホールでは多くの時間を費やした事前調査など、活動実施に至るまでの準備期間が大幅に短縮された。さらに、初期展開地区における活動の過程で、RLI研修マニュアル第1稿の記載で適当でない部分を修正したり、不十分な部分を加筆するなどの訂正を行い、第2稿が作成された。主な修正点としては、「パイロット活動の選定」に関して、活動選定の段階で関連研修の計画を策定する、住民の要望のみで活動を決めるのではなく、技術的、その他の実施可能性を検討するなど、より詳細にわたる説明を加えた点である。また、計画策定にあたり、ボホールではコンセプト・ペーパーのみであったが、初期展開センターでは、PDM、活動計画(Plan of Operations : PO)、研修デザインなど、モニタリング体制も含めて計画を立てたので、その点も加筆された。

現在は、初期展開センターでの活動の進捗に留意しつつ、より使いやすいマニュアルとすべく、プロジェクトでは最終版の作成に取り組んでいた。なお、最終版は、2001年3月

に完成する予定である。

(2) マニュアル策定の目的

このマニュアルは、「ATI研修センターが、住民のニーズを捉えた体系的な研修プログラムを開発し、実施することを助けること」を目的として作成されたものである。また、ATI職員に対する能力向上のみならず、「ATの普及能力を強化するための研修プログラムを提供」することにより、LGU職員の能力開発を行い、農業セクターを中心とした地域開発に寄与することを目的としている。

(3) マニュアルの構成

構成は、 . イントロダクション、 . 準備段階、 . 実施段階、 . モニタリング・評価段階と四部から成る。

では、このマニュアルが生まれた経緯と目的、生活改善の概念、TSEP-RLIの原理、実施の流れ、模範研修コースについてなどが書かれており、このマニュアルのエッセンスが要約されている。

では、生活改善活動を行うために必要な準備について、順を追って説明されている。住民のニーズを明らかにするための調査とワークショップのやり方、ニーズを実現可能な活動へと絞っていく手順、モニタリングを視野に入れた計画の立て方などが詳しく書かれている。

では、どのように研修を組み立て、実施していくのかという手順が書かれている。住民の参加意欲を盛り上げ、住民が自由に意見を表明できるようにするためにファシリテーション技術が有用であるとして、ファシリテーターの果たすべき役割について書かれている。

では、モニタリング・評価を参加型で行う手順が書かれている。ATI、LGU、ターゲット・グループによってモニタリングを行うという方向づけ、PCM手法等を用いて評価する方法、評価結果をLGUやコミュニティーに返すことについて説明されている。

(4) マニュアルの特徴

RLI研修マニュアルに記述された研修プログラムは、従来のATIのプログラム以上に、住民のニーズに基づいた研修を行うことを目標に構成されている点に特徴がある。

また、研修によって最終的にめざすのは、地域住民の「生活改善」であり、農業生産性の向上・所得向上という経済的側面での改善が強調されてきた従来の研修に加え、住民の栄養・衛生状態の向上や、地域社会の環境保全・自然資源の持続的利用など、生活状態と環境をも視野に入れた総合的な生活改善を意図した研修プログラムとして構成されている。

さらに、従来の研修においては、モニタリングが必ずしも十分に行われてこなかった点をかんがみて、十分なモニタリングが活動の更なる展開や自立発展性に結びつくものとして強調されており、住民参加型で行うモニタリング手法が取り入れられている点に特徴がある。

マニュアル本文には記述されていないが、第1章の付録に、「女性の力を抑制せずに、社会的、経済的、政治的な面で女性に参画の機会を与えることが地域の発展にとって重要である」と書かれているように、このプロジェクトの下地にはジェンダー配慮が組み込まれている。本部及び地方ATIのスタッフには女性が多く、また生活改善活動のターゲット・グループには農村改善クラブ（Rural Improvement Club：RIC）のメンバー等の女性が多数参加していることから、結果的にも女性の能力を向上させる研修プログラムとなっている。

(5) その他の成果品

本プロジェクトでは、上記マニュアル以外に、表4-5に示す様々なドキュメントやパンフレットが作成中、もしくは作成された。特に、ボホールにおける各農村生活改善パイロット活動を通じて、家庭菜園に関する「A Trainer's Guide on Household Vegetable Production for Improvement of Nutrition and Household Financial Management Program」や地域環境改善に関する「Facilitator's Guide on Improvement of Coastal Community Environment Program」という指導要領が作成中であり、回転資金に関しては「Facilitator's Guide for Revolving Fund Scheme」が現在作成されているところである。

また、RLI研修マニュアル作成の過程で、参加型手法で行うプランニングの部分だけを独立させたマニュアルも作られた。「Facilitator's Manual on Participatory Planning for Rural Life Improvement」というタイトルで、プランニング・ワークショップのやり方について平易で体系的に書かれている。

これらは、本プロジェクトのみならず、様々なプロジェクトでも大いに活用できるものである。

表4-5 プロジェクト作成ドキュメント及びパンフレット一覧

Facilitator's Manual on Participatory Planning
Prototype Training Design of TSEP-RLI Programs in Bohol Model Center
A Trainer's Guide on Household Vegetable Production for Improvement of Nutrition and Household Financial Management Program
Facilitator's Guide for Improvement of Community Environment Program
Facilitator's Guide for Revolving Fund Scheme
Vegetable Cropping Pattern Calender
Survey on Government Agencies
Survey on State Universities and Colleges
Newsletter

4 - 2 - 5 農村生活改善研修プログラムの制度化の可能性

本プロジェクト目標であるRLI研修プログラムの制度化に関しフィリピン側と協議、合意した点は次のとおりである。

(1) 本プロジェクトが実施した4センターのRLI研修プログラムを残り30センターにフィリピン側が独自に展開すること(2000年度予算によりパンガシナン、イサベラ、東サマールの3センターが決定し、今後、毎年3センターに研修予算化を行い2009年までに国内全センターをカバーすることになった。)そのため制度上の対応策として、RLI研修プログラムを農業省(Department of Agriculture : DA)において省令化し、通常業務としてATIのなかに取り込む必要がある。また業務実施要綱を定め、事業実施の基準を制定することとする。またこの3月にRLI研修マニュアルの最終版が完成することから、全センター代表職員を2名ずつATI本部に呼んでワークショップを開催するが、今後もATI本部ではRLI研修プログラムの国内の全センターへ継続して展開を図ることとする。ATI本部においては、今後も本プロジェクトのカウンターパート体制は維持し、研修プログラムの定着を図るマネジメントを敷いていく。

(2) 各ATI研修センターにおいて通業業務として取り込むのに、3つの方法が考えられる。

- 1) 農業普及員に対して住民参加型手法に関する研修を実施し、トレーナーズ・トレーニングを行う。
- 2) LGUなどが行う農村生活改善活動を支援、促進するための研修を実施する。
- 3) ATIの通常研修のなかに参加型研修手法を応用する。

第5章 評価結果

5 - 1 実施の効率性

(1) 派遣専門家

ほとんどの専門家は、成果達成に十分に寄与したと考えられる。しかしながら、一部長期・短期専門家について、語学力の不足、専門分野の相違により成果達成に寄与しなかったものがあった。

(2) カウンターパート研修

日本での研修で得られた知見、経験は、様々な形でプロジェクトへ導入され、これらの投入は、プロジェクト成果達成に十分に寄与したと思われる。しかしながら、研修期間が非常に短いこと、現場での実習が短かったことが、問題としてあげられた。研修に来日したカウンターパートは定年退職者1人を除いて全員現職にあり、本邦研修はプロジェクト成果達成のために十分貢献したと思われる。

(3) 供与機材

適切な機材が供与され、そのほとんどの機材が有効に利用され、適正に維持管理されている。5年間で総額約2,300万円は広範囲にわたる活動を含むプロジェクトの性格・規模から考えて、必要最小限で適切なものであったと判断できる。

(4) ローカルコストの日本側負担

日本側のローカルコストの負担は、適正な支出が行われ、プロジェクト成果の達成に十分に寄与したと思われる。ただし、相手国の予算措置状況に応じたフレキシブルな予算システムがあれば、より効果的な投入ができるものと思われる。

なお、ローカルコストの日本側負担も5年間で5,000万円以下で、類似プロジェクトと比べても最少かつ先方の自立発展性を妨げない適正な投入であったと判断できる。

(5) カウンターパートの配置：

農業研修局（Agricultural Training Institute：ATI）本部のカウンターパートはプロジェクト業務のほかに通常業務を抱えており、プロジェクトに専従されなかったため、モニタリングやその他の業務が定期的には実施できず、プロジェクトの円滑な推進に支障を来した。一方、ボホールなど地方研修センターでは、日本側の申し入れもあり、フルタイムで配置され、プロジェクトの効率的な実施に寄与したと考えられる。

(6) ローカルコストのフィリピン側負担

経済危機などフィリピン国の経済問題のため、ローカルコストの措置に遅れがしばしばみられ、プロジェクトの円滑な実施を阻害した。

5 - 2 目標達成度

(1) プロジェクト目標レベル

ATIボホール研修センター（モデルセンター）において農村生活改善（Rural Life Improvement：RLI）研修プログラムのパイロット活動が実施され、その活動を基にRLI研修マニュアル（第1原稿）が作成され、次に3初期展開センター等でRLI研修マニュアルの改善（修正）のための試行的展開が行われ、2001年3月にはRLI研修マニュアル最終版が完成される見込みである。また、本マニュアルが活用できるよう全センターの代表職員への研修を実施済みである。プロジェクト終了後は、フィリピン側独自予算で、毎年3センターずつ、合計33の全センターで農村生活改善活動が展開されるまで続けられる予定であり、これは、省令により規定される予定である（スコア5）。

以上により、プロジェクト目標は、達成されたと考えられる。

(2) プロジェクト成果レベル

1) 成果1

農村生活改善パイロット活動がATIボホール研修センター及び3つの初期展開センターで住民参加型手法により（一部、農村生活改善の概念の3領域がカバーできない活動もあったが）実施され、その体験を通じてATIのカウンターパートが地域住民のニーズに合った研修手法を十分身に付けた（スコア4）。

2) 成果2

上記パイロット活動に関連した研修コースが計画・実施され、RLI研修マニュアル（第1稿）が作成された。また、カウンターパートがPCM手法、ファシリテーション技術、モニタリング・評価手法等を修得したことによって、効果的かつ効率的な研修プログラムを実施する能力が強化された（スコア5）。

3) 成果3

ATIはRLI研修マニュアル（第1稿）に基づき、3初期展開センターにおいて研修を実施した。初期展開センターにおけるパイロット活動を踏まえ、RLI研修マニュアル（第1稿）は加筆・修正された。また、これら初期展開センターでは住民参加型の研修手法が通常業務のなかに取り入れられた（スコア5）。

4) 成果 4

プロジェクト活動を実施したモデルセンター及び初期展開センターについては、地方自治体（Local Government Unit：LGU）（市町村）やその他政府機関との調整にもみられたように、他機関との協力関係は強化された。また、これら関係機関は、農村生活改善パイロット活動の実施にあたり、財政的・技術的支援を行っており、ATIは研修受講者に対し、より幅の広い研修コースを提供できるようになった（スコア 4）。

5 - 3 インパクト

(1) プロジェクトレベル（ATI）

1) 技術面への効果

ATIのカウンターパートがプロジェクトの実施を通じて効果的・効率的に研修を実施するための手法を修得した。特にファシリテーション技術やビジョンづくりの技術、モニタリング・評価手法といった参加型手法はATIの通常業務に適用される可能性が高い。

2) 制度面への効果

参加型手法やパイロット活動を通じて、研修のなかで指導した技術を研修参加者がどのように適用するかをATI職員が知ることができるようになった。また、ATI及びLGUをはじめ、他の研究機関との連携関係が強化された。

3) 社会・文化面への効果 / 環境面への効果

ATIの従来研修コースでは「生産と生計向上」の視点だけに重点が置かれるものであったが、このプロジェクトでは「生産と生計向上」以外に、「農村生活環境」及び「地域社会環境」をも含んだ農村生活改善の概念がATI職員に理解されるようになった。

(2) ローカルレベル（パイロット地区）

1) 技術面への効果

農村生活改善パイロット活動を通じて、受益者である住民が、直面した課題（食品加工、傾斜地農業技術、沿岸資源保護、種苗管理、地域社会衛生）解決に必要な技術を習得した。また、地域レベルに応じた技術や資源を活用することにより、より適切かつ持続的な技術が移転された。

2) 制度面への効果

パイロット活動に関する規則や条例の一部がLGU（町）により制定され、これによって、例えば、隣村やパイロット活動が行われた同じLGU（町）内で、同様のパイロット活動が開始され、パイロット活動対象地域外にも、正の効果を発現した。

また、ボホール大学、ボホール農業振興センター（Bohol Agricultural Promotion Center）：

BAPC)、タグビラン市農漁業評議会など他の政府機関やLGUから参加型手法の研修実施を希望する要望や提案がATI研修センターに提出された。

3) 経済面への効果

パイロット活動の生産物(野菜、漁獲物、加工ウビ等)は大半は自家消費されているが、余剰産物は販売され、ある程度の収入増加につながっている。また、回転基金の設立によって、農家はにウビ球根や肥料を得ることができるようになった。

4) 社会・文化面への効果

パイロット活動を通じて住民組織〔農民組合、農村改善クラブ(Rural Improvement Club : RIC)等〕が組織され、活性化された。また、地域活動、彼ら自身の環境問題や共有資金に対し消極的であったメンバーが活動に積極的に参加する等住民意識の変化がみられるようになった。

5) 環境面への効果

地域沿岸環境改善(ボホールやブトゥアン)のパイロット活動においては、沿岸資源の回収や破壊的漁法の減少、共同ゴミ捨て場やトイレの設置、家屋・沿岸周辺の清掃等による環境改善がみられた。また、地域住民が自立発展のための環境保護・管理により積極的な姿勢をもつようになった。

5 - 4 計画の妥当性

プロジェクトの目的と活動は農業農村開発に係る国家政策に沿っている。また、プロジェクトの受益者は彼らのニーズに基づいた効率的・効果的な研修サービスを受けることができた。パイロット活動によって、受益者の希望に沿った活動が展開され、将来的には経済的な改善が期待される。

5 - 5 自立発展性

(1) 組織・制度面

1) 政策面

ATIは省令により、2009年までに全研修センターをカバーすべく毎年3センターでのプロジェクトの制度化を行う予定である。パイロット活動レベルにおいては、他地域での展開と同様に、プロジェクトを経済的、技術的に支援するLGU(町)及び他の政府機関との間で、合意書に署名することとする。

2) 人的資源

ATI本部職員及び地方研修センター職員が、プロジェクトの実施・モニタリングにのため確保される予定である。パイロット活動レベルにおいても、LGU議会の決議により、LGU

職員が恒常的に確保される予定である。

3) 他の研究機関との協力

パイロット活動の自立発展のために、ATIとLGU、政府機関、NGO、関連機関等との間でRLI研修プログラムに関する合意文書が調印され、更新されてきた。

(2) 予算面

2001年までの制度化予算は確保されている。そのあとは、TSEP-RLIの予算はATIの通常国家予算に含まれる予定である。また、制度化予算の節約のために次のような手法が考えられる。

- 1) パイロット活動の規模の縮小
- 2) LGU等とのコストシェア
- 3) ATIの通常研修に（本プロジェクトの成果の一部としての）参加型手法を採用

(3) 技術面

このプロジェクトで移転した技術やアプローチは適切かつ自立発展性のあるものである。ATIカウンターパートはファシリテーション手法、ヴィジョンング手法、研修ニーズ調査手法といった参加型手法を既に習得しており、より効果的・効率的な研修をクライアントに対して提供できる。また、他の機関に配属している専門家に対しても、特定分野について技術的支援を依頼してきた。

LGUレベルにおいても、農業普及員が組織強化やパイロット活動のモニターリングに関する技術を習得した。

パイロット活動を展開する地域における地域住民のニーズに基づき、在来の技術や資源を用いることによって、より適切かつ持続的な技術を移転した。

第6章 結 論

6 - 1 結 論

評価調査の結果、日本人専門家及びフィリピン側カウンターパートの協力の下、プロジェクト活動は順調に実施されており、プロジェクト成果及びプロジェクト目標はプロジェクトが終了する2001年6月14日までには十分に達成されるものと思われる。

6 - 2 提 言

合同調整委員会が開催され、この会議において合同評価調査団により、以下のとおり提言を行った。

(1) プロジェクト終了後、農業研修局 (Agricultural Training Institute : ATI) は本事業の進展について定期的に進捗報告を農業省 (Department of Agriculture : DA)、JICAフィリピン事務所に対して行うこと、またJICAとの間で定期会合を開いて本事業の進捗、自立発展のためのモニタリングを行うものとする。

また、今後、2001年6月のプロジェクト終了までの間にモニタリング体制を協議し、次の合同調整委員会で決定することを合意した。

(2) 本事業がATIの通常業務として継続し実施されるよう、DA発出の通産により制度化する。

(3) 農村生活改善活動を地元、地方自治体 (Local Government Unit : LGU) の主体の下で実施していけるよう配慮して「業務実施要領」を作成し、(2)の通産の付属資料とすること。

(4) ボホール研修センター及び初期展開センターではプロジェクト終了後のモニタリング体制について各LGUと協議し、具体的な計画を立てること。

(5) ATIは今後も研修を実施し、農村生活改善活動を維持発展させられるようLGUの能力を向上させること。

(6) ATIはプロジェクト終了後も全センターの職員を対象に農村生活改善研修に関するワークショップを継続して行う。

6 - 3 教 訓

合同評価調査団は、本プロジェクトを通じて以下の教訓を得た。

- (1) 専門家のリクルートについては、専門家の要請業務指示書 (Terms of Reference : TOR) が日本側とフィリピン側で十分に議論されたうえで、JICAはTORに合致した専門性と語学能力をもつ専門家のリクルートに一層の努力をするべき

本プロジェクトは、技術移転の内容が個々の特定の技術に関する移転ではなく、参加型開発、農村生活改善という概念を言葉でしっかり伝えることが必要だったため、語学能力は相当レベルのものが求められたこと、活動がLGUはじめ様々な組織との連携を図りながら実施していくため、その調整のためにも一定の語学力が求められたこと、及び長期専門家が現場サイトに常駐していなかったため、短期専門家は現場で単独活動するだけの企画、調整、語学能力が求められたことなどから、通常にも増して専門家の語学能力等が必要とされた。今後の専門家のリクルートにおいては、プロジェクトの内容に応じて、専門家の技術面での十分な経験のみならず技術的な概念を正確に伝えることのできる語学能力についても十分な検討が必要となる。

- (2) 計画段階では、プロジェクトのフレームワークとコンセプトが実施機関のマネジメント及び人員を十分に考慮して決定されるべき

プロジェクト協力開始当初、ATIのマネジメントが研修機関であるにもかかわらず、普及の機関であるかのように農村生活改善活動にプロジェクト活動が集中し、そのあとの軌道修正に時間を要した。この点はプロジェクトの計画段階では極めて重要なポイントであり、カウンターパート機関のマネジメント範囲外のことをプロジェクトで協力してもプロジェクト終了後、自立発展・持続せず、プロジェクト終了とともに、プロジェクト活動及び成果は継続活用されないことになる。今後のプロジェクトの計画策定においては、我が国がどのような協力を行うかだけでなく、先方実施機関の所掌業務、中長期計画、マンパワー等を十分に検討することが必須である。

- (3) 効率的なベースラインサーベイがプロジェクトの初期段階で短期間で実施されるべき

ベースラインサーベイはプロジェクト活動計画を策定し、ベースラインデータをとるために行うものであり、プロジェクト初期段階で短期間に効率的に実施することが必要であるが、本プロジェクトにおいては調査期間が長く(約2年)、プロジェクト前半の活動が必ずしも効率的に実施されたとはいえなかった。

協力を行うにあたって、現地の状況を正確に把握する必要性は否定できないが、今後は、ベースラインサーベイに要する費用(調査費、専門家の人件費、ローカルコンサルタント備

上費等)とその調査結果から得ることのできる成果をコスト・バランスの観点から検討し、データの内容・量、調査の方法・手順についても事前に十分な計画を立てるべきである。

(4) プロジェクト活動に対する投入はパイロット活動の受益者の経済規模及び経済効果をかんがみ、適宜に実施されるべき

本プロジェクトでは、我が国及びフィリピン国政府の予算を用いて実施されたものであり、予算執行にあっては、煩雑な手続きが必要であり、しばしば、プロジェクト活動費の執行が遅滞することがあった。

今後は、プロジェクトを実施するにあたっては、より柔軟かつ円滑に予算の執行ができるよう、活動計画を十分に検討する必要がある。また、この際、受益者が誰であるか、受益者が負担すべきものは何であるか、あるいは受益者が負担できる範囲はどの程度であるかを明確にし、プロジェクトによる支援(投入)の量を決定すべきである。

